

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

| 契約の名称又は内容                            | 契約担当者の氏名、所在地                                    | 契約を締結した日  | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                          | 随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由  | 予定価格(円)              | 契約金額(円)                   | 落札率 | 再就職の役員の数(人) | 公益法人の場合 |               |         | 備考                     |
|--------------------------------------|---|-----------|--|--|----------------------|---------------------------|-----|-------------|---------|---------------|---------|------------------------|
|                                      |   |           |  |  |                      |                           |     |             | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 |                        |
| 年金積立金データ管理(GPDR)システムの運用業務等に係る契約期間延長  | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2020.3.19 | SCSK株式会社<br>東京都江東区豊洲3-2-20                 | ○会計規程第32条第1項第3号<br>本契約は、DWHサービスの本稼働までの間における現行GPDRシステムの利用期間延長を目的としたものであり、現行契約先であるSCSK㈱以外に代替性がないため。  | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 347,807,196               | -   | -           | -       | -             | -       | 複数年契約                  |
| 基本ポートフォリオに関するフォローアップ業務               | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2020.3.16 | みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社<br>東京都千代田区麹町2-4-1   | ○会計規程第32条第1項第3号<br>本件は、現行基本ポートフォリオ策定後のフォローアップを依頼するものであり、現行基本ポートフォリオに関する外部からの問い合わせに対する対応及びシミュレーションの実施等については迅速な対応が必要であること、また、現行基本ポートフォリオ策定過程における課題の中で今後活用できるものについては引き続き調査、検討等を行うため、他社に依頼した場合には、これまで着手したプログラム作成等の作業がやり直しになることになる。また、新規業者者に本業務を委託する場合追加コストが発生する見込みもあり、当法人にとって費用面でも不利になることが予想されるため。 | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 単価契約                      | -   | -           | -       | -             | -       | 契約期間上限額<br>29,979,400円 |
| 人工知能(AI)によるファンド行動学習についての委託研究業務(変更契約) | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2020.3.30 | 株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所<br>東京都品川区東五反田3-14-13 | ○会計規程第32条第1項第1号<br>原契約の委託調査研究において、既存の運用機関の管理のみならず、マネジャーセレクトションにも活用が可能な観点から、当法人で現在実施している、国内株式アクティブマネジャーのセレクトションにおいて、当該分析を活用することとした。なお、本業務にあたっては、AIに学習させるための、当法人からソニーCSLへのデータ提供が不可欠となること、マネジャーセレクトション第2次審査通過者からのデータ入手が3月中旬となり、データの検証等を考慮すると、現行契約期間の2020年3月31日に完了することができないことから、現行契約を延長するため。       | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 金額変更はなし                   | -   | -           | -       | -             | -       |                        |
| 定期建物賃貸借契約                            | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2020.3.30 | 森ビル株式会社<br>東京都港区六本木6-10-1                  | ○会計規程第32条第1項第3号<br>・現入居ビルからの移転には多額の費用がかかり現入居ビルと同等レベルの要件を満たすビル(交通の便、フロア面積、セキュリティ体制、災害時対応等)を探して新たな契約を結ぶ場合、新たな事務所の方が賃料が高くなる可能性が大きいこと。   | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 契約金額については、契約当事者間の約定により非公表 | -   | -           | -       | -             | -       |                        |

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

| 契約の名称又は内容                     | 契約担当者の氏名、所在地                                    | 契約を締結した日  | 契約の相手方の商号又は名称及び住所            | 随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由  | 予定価格(円)              | 契約金額(円)     | 落札率 | 再就職の役員の数(人) | 公益法人の場合 |               |         | 備考                 |
|-------------------------------|---|-----------|------------------------------|--|----------------------|-------------|-----|-------------|---------|---------------|---------|--------------------|
|                               |   |           |                              |  |                      |             |     |             | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 |                    |
| 調査報告書に対する意見書作成                | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2020.2.10 | 田辺総合法律事務所<br>東京都千代田区丸の内3-4-2 | ○会計規程施行細則第28条第1号<br>「年金積立金管理運用独立行政法人の事業の経営に関し秘密を必要とするとき」を適用<br>・本件の実施にあたっては、当該コンプライアンス事案が経営委員会で秘密性の高い取り扱いとされており、検証及び当該検証結果を踏まえた事後対応について助言の提供においても引き続き秘密性を維持する必要があるため。  | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 単価契約        |     |             |         |               |         | 契約期間見込額<br>2,100千円 |
| 運用委託業務等の自動化による事務効率化の運用・保守等業務  | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2020.2.12 | ㈱DTS<br>東京都中央区八丁堀2-23-1      | ○会計規程第32条第1項第3号<br>運用・保守業務の体制は、既に原契約者によって構築されており、仮に原契約者以外の相手先に委託する場合は、半年間という短期間のためのネットワーク環境及び既に導入済みツールの仕様の理解等といった運用・保守体制を改めて構築する追加的なコストが発生し、当法人にとって不利となるため。  | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 13,200,000  | -   | -           | -       | -             | -       |                    |
| 自家運用の実施に係る国内債券ポートフォリオ管理ツールの利用 | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2020.2.14 | ㈱野村総合研究所<br>東京都千代田区大手町1-9-2  | ○会計規程第32条第1項第1号<br>当法人のNOMURA-BPIをベンチマークとする国内債券運用に係るポートフォリオ管理を的確かつ円滑に遂行するためには、NOMURA-BPI時価ベースでのインデックスデータや時価情報等に加え、翌月のベンチマークポートフォリオ及びその構成銘柄に係る属性情報の取得が必須である。このデータ及び機能を迅速に提供できる社は株式会社野村総合研究所のみであるかの有無を確認するために公募により調達を実施したが、応募要件を満たすと認められる者が他にいなかったため、同者と契約するものである。 | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 34,135,200  | -   | -           | -       | -             | -       | 複数年契約              |
| 統合文書管理システムに係る保守及び運用支援業務       | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2020.2.28 | 富士ゼロックス㈱<br>東京都港区六本木3-1-1    | ○会計規程第32条第1項第1号<br>統合文書管理システムを間断なく利用可能とするためには、保守及び運用支援が必要である。本システムについては、富士ゼロックス㈱に委託し構築したものであり、構築の際、一部のソフトウェアについては個別開発しており、個別開発部分を含む統合文書管理システムの調整/ノウハウを有している同社しか障害等発生時に対応できない等、現行の受託者以外に業務実施主体の代替性がないため。  | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 187,293,436 | -   | -           | -       | -             | -       | 複数年契約              |

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

| 契約の名称又は内容  | 契約担当者の氏名、所在地                                    | 契約を締結した日  | 契約の相手方の商号又は名称及び住所  | 随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由  | 予定価格(円)              | 契約金額(円)    | 落札率 | 再就職の役員の数(人) | 公益法人の場合 |               |         | 備考    |
|--|---|-----------|--|--|----------------------|------------|-----|-------------|---------|---------------|---------|-------|
|  |   |           |  |  |                      |            |     |             | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 |       |
| 年金積立金管理運用独立行政法人統合ネットワークシステムに係る貸与用モバイルシンククライアント端末の調達等業務 | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2020.1.14 | 株式会社日立システムズ<br>東京都品川区大崎1-2-1   | ○会計規程第32条第1項第1号<br>本件は、統合NWシステムに接続可能なシンククライアント端末を追加するものであり、統合NWシステムと一体的に稼働するよう設計・構築すること、また、一体的な運用により情報セキュリティの確保、障害発生時の迅速な対応等が必須であり、現行受託者である株式会社日立システムズ以外に代替性がないため。   | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 21,204,260 | -   | -           | -       | -             | -       | 複数年契約 |
| インハウス運用業務支援サービスの利用に係る機能の追加                             | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2020.1.23 | 株式会社エクスネット<br>東京都新宿区荒木町13番地4   | ○会計規程第32条第1項第1号<br>インハウス運用業務にあたっては、既にエクスネット社の運用業務支援サービスを利用しており、本件調達後も円滑かつ安定した稼働による運営を行うためには、現行の契約先である株式会社エクスネット以外に代替性がないため。  | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 6,930,000  | -   | -           | -       | -             | -       |       |
| ESG 投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する共同研究業務                     | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2020.1.24 | Crawford School of Public Policy, The Australian National University<br>132 Lennox Crossing, ANU, Acton, ACT 2601, Australia | ○会計規程第32条第1項第1号<br>時系列分析の高度な手法を用いることで先進的かつ独自性の高い結果が得られると考えられること、また高度な学術的研究となるため、GPIFの実務上のニーズへの正確な理解、共同研究への適切な反映など相互の連携のためには日本語が堪能である研究者が望ましい。沖本竜義准教授は時系列分析の分野において先端的な研究を行っている世界有数の研究者であり、海外まで含めれば他の研究者の存在は否定できないものの、過去にGPIF Finance Awardsの選考過程においてファイナンス分野の研究者を調べた限りでは、日本語が堪能である点も考慮すると、沖本准教授以外に適当な研究者がいまいと考えられるため、在籍する大学と契約を締結するものである。 | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 10,000,000 | -   | -           | -       | -             | -       | 複数年契約 |
| 自家運用の実施に係る国内債券リスク分析ツールの契約期間延長                          | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2020.1.24 | MSCI合同会社<br>東京都千代田区大手町1-7-2  | ○会計規程第32条第1項第1号<br>今般の契約は、次期国内債券リスク分析ツールが本番稼働するまでの間、現行ツールの契約期間延長を目的としたものであり、現行契約先であるMSCI合同会社以外に代替性がないため。   | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 15,921,620 | -   | -           | -       | -             | -       |       |
| 外部ツール用ネットワークシステムに係るサーバ及び外部ツール用端末追加等業務                  | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2020.1.31 | 株式会社日立システムズ<br>東京都品川区大崎1-2-1   | ○会計規程第32条第1項第1号<br>本件は、外部ツール用ネットワークに機能を追加するために必要な機器の増強等を行うものであり、現行システムと一体的に稼働するよう設計・構築すること、また、一体的な運用により情報セキュリティの確保、障害等発生時の迅速な対応等が必須であり現行受託者である株式会社日立システムズ以外に代替性がないため。  | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 4,499,660  | -   | -           | -       | -             | -       | 複数年契約 |

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

| 契約の名称又は内容                                      | 契約担当者の氏名、所在地                                    | 契約を締結した日   | 契約の相手方の商号又は名称及び住所  | 随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由   | 予定価格(円)              | 契約金額(円)    | 落札率 | 再就職の役員の数(人) | 公益法人の場合 |               |         | 備考    |
|--|---|------------|--|---|----------------------|------------|-----|-------------|---------|---------------|---------|-------|
|  |   |            |  |   |                      |            |     |             | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 |       |
| インフラストラクチャー投資に係るニュースサービス及びデータベースサービスの購入        | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2019.12.5  | Mergermarket Consulting Singapore PTE Ltd (trading as Infamation Group)<br>96 Robinson Rd, #13-02, SIF Building, Singapore, 068899 | ○会計規程第32条第1項第1号<br>インフラ資産専門ニュース及びインフラ資産取引データベースサービスについて他に同様のサービスを提供する者がいないと考えられることに加え、共同投資家であるDBJが当サービスを契約しており、既存投資案件のモニタリングに際して共同投資家と同様の情報が必要であるため。  | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | £46,500.00 | -   | -           | -       | -             | -       | 複数年契約 |
| 年金積立金管理運用独立行政法人ネットワークシステムに係るメールアーカイブ閲覧環境の再構築業務 | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2019.12.5  | 株式会社日立システムズ<br>東京都品川区大崎1-2-1   | ○会計規程第32条第1項第1号<br>現行NWシステムに導入しているメールアーカイブ製品は、アーカイブデータの暗号化機能を備えていなかったことから、機密性保護を目的に、保守運用業務受託者である株式会社日立システムズにより、独自の暗号化処理を追加実装している。このため、本閲覧環境構築業務については、当該独自暗号化処理及び復号手順等に係る知見が不可欠であり、業務実施主体の代替性がないため。  | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 1,400,740  | -   | -           | -       | -             | -       | 複数年契約 |
| 役員候補者リスト作成委託                                   | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2019.12.26 | エスベランサ・ビジネス・コンサルティング<br>東京都千代田区内幸町2-2-2  | ○会計規程施行細則第28条第1号<br>本件調達を公募により行った場合、理事の退任情報が公になり、マスコミその他外部に不必要な憶測を惹起し、理事の後任選定をはじめ法人運営に支障を来す恐れがあることから、本件調達は秘密性を保つ必要がある。<br>したがって、本件調達は、会計規程施行細則第28条第1号に規定する「管理運用法人の事業の経営に関し、秘密を必要とするとき」に該当するものとして随意契約とする。加えて、後任理事の選定が遅れることにより管理運用業務を含めた法人運営に支障を来すことがないよう、本件調達を早急に行うことに留意する必要がある。 | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 5,759,160  | -   | -           | -       | -             | -       |       |

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

| 契約の名称又は内容   | 契約担当者の氏名、所在地                                    | 契約を締結した日  | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                 | 随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由  | 予定価格(円)              | 契約金額(円)     | 落札率 | 再就職の役員の数(人) | 公益法人の場合 |               |         | 備考    |
|---|---|-----------|-----------------------------------|--|----------------------|-------------|-----|-------------|---------|---------------|---------|-------|
|   |   |           |                                   |  |                      |             |     |             | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 |       |
| 「年金積立金データ管理(GPDR)システムの保守業務」に係る契約期間延長                            | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2019.11.7 | 株DTS<br>東京都中央区八丁堀2-23-1           | ○会計規程第32条第1項第1号<br>・本件は、運用資産管理のためのデータウェアハウスサービスの本稼働までの間における現行GPDRシステムの利用期間延長を目的としたものであり、現行契約先である株式会社DTS以外に代替性がないため。            | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 242,000,000 | -   | -           | -       | -             | -       | 複数年契約 |
| 「年金積立金データ管理(GPDR)システムの派生開発業務(オルタナティブ資産情報とのデータ統合機能追加等)」に係る契約期間延長 | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2019.11.7 | 株DTS<br>東京都中央区八丁堀2-23-1           | ○会計規程第32条第1項第1号<br>・本件は、運用資産管理のためのデータウェアハウスサービスの本稼働までの間における現行GPDRシステムの利用期間延長を目的としたものであり、現行契約先である株式会社DTS以外に代替性がないため。            | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 110,000,000 | -   | -           | -       | -             | -       | 複数年契約 |
| 「年金積立金データ標準化(MRKサービス)業務」に係る契約期間延長                               | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2019.11.7 | ステート・ストリート信託銀行㈱<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | ○会計規程第32条第1項第1号<br>・本件は、運用資産管理のためのデータウェアハウスサービスの本稼働までの間における現行GPDRシステムの利用期間延長を目的としたものであり、現行契約先であるステート・ストリート信託銀行株式会社以外に代替性がないため。 | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 137,478,000 | -   | -           | -       | -             | -       | 複数年契約 |

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

| 契約の名称又は内容              | 契約担当者の氏名、所在地                                    | 契約を締結した日   | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                       | 随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由  | 予定価格(円)              | 契約金額(円)     | 落札率 | 再就職の役員の数(人) | 公益法人の場合 |               |         | 備考    |
|------------------------|---|------------|---|--|----------------------|-------------|-----|-------------|---------|---------------|---------|-------|
|                        |   |            |   |  |                      |             |     |             | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 |       |
| ポートフォリオのリスク・リターン分析(補充) | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2019.10.1  | MSCI合同会社<br>東京都千代田区大手町1-7-2<br>東京サンケイビル | ○会計規程第32条第1項第1号<br>・ポートフォリオのリスク・リターン分析については企画競争による調達の結果、2019年7月に評価が最も高い1者を契約候補者として選定したものの、選定した1者の分析ツール機能のみでは、当法人のニーズ(リスク管理の高度化)を満たすことができない状況であり、分析機能が相互補完関係にある者の分析ツールと併せて利用することで当法人のニーズを満たすこととなる。このことから補完のための調達を行うこととするが、今般の企画競争に応募のあった者以外に、ポートフォリオのリスク・リターン分析を行うことが可能な者が見当たらないこと及び選定した契約候補者と相互に分析機能を補完することができるのは現状MSCI社に限られるため。 | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 496,100,000 | -   | -           | -       | -             | -       | 複数年契約 |
| 新たな業務リスク等管理のフォローアップ業務  | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2019.10.15 | アビームコンサルティング(株)<br>東京都千代田区丸の内1-4-1      | ○会計規程第32条第1項第1号<br>・今回の調達は、「新たな業務リスク等管理」を導入したあとのフォローアップを依頼するものである。リスク管理手法には一貫性が求められるため、前回、業務リスクの管理及び評価方法を確立した際に支援を受け、評価等を実施したアビームコンサルティング(株)が、実態を踏まえてフォローアップをすることで、最適な支援を受けることができるため。  | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 18,469,000  | -   | -           | -       | -             | -       |       |

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

| 契約の名称又は内容  | 契約担当者の氏名、所在地                                    | 契約を締結した日  | 契約の相手方の商号又は名称及び住所       | 随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由  | 予定価格(円)              | 契約金額(円)    | 落札率 | 再就職の役員の数(人) | 公益法人の場合 |               |         | 備考 |
|--|---|-----------|-------------------------|--|----------------------|------------|-----|-------------|---------|---------------|---------|----|
|  |   |           |                         |  |                      |            |     |             | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 |    |
| 「会計・開示用データ基盤及び統合データプラットフォーム(汎用DWH)導入に係るPMO支援業務」に係る契約期間延長 | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2019.9.26 | 株SRA<br>東京都豊島区南池袋2-32-8 | ○会計規程第32条第1項第3号<br>・本件は、DWHサービスの調達におけるプロセスの追加(RFIの実施等)やスケジュールの見直し(契約候補者選定時期を9月から12月に変更等)に伴い、原契約を延長するものである。本件業務実施にあたっては、既に実施しているユーザヒアリングやRFIの結果等を把握、理解していることを前提としていることから、他者に依頼した場合には、前提としている事項への把握・理解に時間を要し、そのための費用も追加的に発生するため。 | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 12,298,000 | -   | -           | -       | -             | -       |    |

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

| 契約の名称又は内容                        | 契約担当者の氏名、所在地                                    | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                                | 随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由  | 予定価格(円)              | 契約金額(円)    | 落札率 | 再就職の役員の数(人) | 公益法人の場合 |               |         | 備考 |
|----------------------------------|---|----------|--|--|----------------------|------------|-----|-------------|---------|---------------|---------|----|
|                                  |   |          |  |  |                      |            |     |             | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 |    |
| 「経済・市場動向に係る情報及び分析ツールの利用」に係る端末の追加 | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2019.8.1 | ブルームバーグ・エル・ピー<br>東京都千代田区丸の内2-4-1<br>丸の内ビルディング21階 | ○会計規程第32条第1項第1号<br>・現時点では、市場運用部、投資戦略部等の運用部門において、ブルームバーグ・エル・ピーとの現行契約により、同社が供給する端末でのみ取得可能なESG関連情報等を活用した業務を実施している状況にある。このため、運用部門に増員となった職員に対しても、業務遂行上、既に他職員が利用しているものと同じツールを割り当てることが必須となっているため。 | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 14,100,120 | -   | -           | -       | -             | -       |    |



競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

| 契約の名称又は内容                     | 契約担当者の氏名、所在地                                    | 契約を締結した日  | 契約の相手方の商号又は名称及び住所       | 随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由  | 予定価格(円)              | 契約金額(円)    | 落札率 | 再就職の役員の数(人) | 公益法人の場合 |               |         | 備考 |
|-------------------------------|---|-----------|-------------------------|--|----------------------|------------|-----|-------------|---------|---------------|---------|----|
|                               |   |           |                         |  |                      |            |     |             | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 |    |
| 年金積立金データ管理(GPDR)システムの保守追加対応業務 | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2019.7.10 | ㈱DTS<br>東京都中央区八丁堀2-23-1 | ○会計規程第32条第1項第1号<br>・本件は、データベース及びアプリケーションの改修を行うものである。現在、GPDRシステムの保守業務は㈱DTSに委託している。本件保守開発は、現在稼働中のアプリケーションを改修するもので、改修作業中も既存機能を利用する必要があり、改修後も一体的に保守を行う必要がある。本件を現行保守業務受託者以外から調達した場合には、一元保守を行うことができず、障害等発生時の復旧時間長期化など、システム運営上のリスクを高めることとなり、現行の保守業務受託者以外に業務実施主体の代替性がないため。 | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 20,879,100 | -   | -           | -       | -             | -       |    |

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

| 契約の名称又は内容                        | 契約担当者の氏名、所在地                                    | 契約を締結した日  | 契約の相手方の商号又は名称及び住所           | 随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由  | 予定価格(円)              | 契約金額(円)    | 落札率 | 再就職の役員の数(人) | 公益法人の場合 |               |         | 備 考 |
|----------------------------------|---|-----------|-----------------------------|--|----------------------|------------|-----|-------------|---------|---------------|---------|-----|
|                                  |   |           |                             |  |                      |            |     |             | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 |     |
| 資産運用に係るパフォーマンス分析ツールのサービス利用契約(変更) | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2019.6.18 | 株野村総合研究所<br>東京都千代田区大手町1-9-2 | ○会計規程第32条第1項第1号<br>・NOMURA-BPI等のベンチマーク情報については、本件ツールを利用して取得しておりGDPRシステムへの登録を勘案した場合、他の方法による取得には別途システム開発等が必要になること、また当該ベンチマーク情報については契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有しており、当該契約の相手方が独占的に提供しているため。 | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 15,901,440 | -   | -           | -       | -             | -       |     |

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

| 契約の名称又は内容                             | 契約担当者の氏名、所在地                                    | 契約を締結した日  | 契約の相手方の商号又は名称及び住所            | 随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由   | 予定価格(円)              | 契約金額(円)    | 落札率 | 再就職の役員の数(人) | 公益法人の場合 |               |         | 備考 |
|---------------------------------------|---|-----------|------------------------------|---|----------------------|------------|-----|-------------|---------|---------------|---------|----|
|                                       |   |           |                              |   |                      |            |     |             | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 |    |
| 運用委託業務等の自動化による事務効率化業務の追加業務            | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2019.5.27 | ㈱DTS<br>東京都中央区八丁堀2-23-1      | ○会計規程第32条第1項第3号<br>・2018年度に実施した「運用委託業務等の自動化による事務効率化業務」については、その導入効果を検証した後に法人全体への展開を見据えて調達を実施し企画競争を経て㈱DTSに委託したところである。今回はその成果を踏まえ、他部署に開発済み案件の適用及び他部署の案件を新たにRPA化することを目的としている。今般の調達について仮に㈱DTS以外の相手先に委託する場合は、①現保守環境とは別に同様の環境を構築することによる追加的なコスト、②法人全体のRPA化候補案件の対象業務についての検証作業を再度行うことによる作業工数の増大が発生する。よって、同社に委託する場合に比べ当法人に不利となるため。 | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 66,660,000 | -   | -           | -       | -             | -       |    |
| 高度な情報通信技術等に関するアドバイザーサービス及び情報提供サービスの利用 | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2019.5.31 | ガートナージャパン(株)<br>東京都港区愛宕2-5-1 | ○会計規程第32条第1項第1号<br>・2018年度に「情報通信技術等に関する情報提供サービス」を企画競争により調達した際、現行サービス提供者であるガートナージャパン(株)のみの応募であり、現状においても知り得る限りでは、現行サービス提供者のみとなっている。そのため、「情報通信技術等に関する情報提供サービス」を受託し、管理運用法人の置かれた状況を十分に理解している現行サービス提供者のみが履行可能と考えるが、他に業務履行が可能である者の有無を確認するために公募により調達を実施したが、応募要件を満たすと認められる者が他にいなかったためガートナージャパン(株)と契約するものである。                     | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 25,912,000 | -   | -           | -       | -             | -       |    |

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

| 契約の名称又は内容  | 契約担当者の氏名、所在地                                    | 契約を締結した日  | 契約の相手方の商号又は名称及び住所  | 随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由   | 予定価格(円)              | 契約金額(円)     | 落札率 | 再就職の役員の数(人) | 公益法人の場合 |               |         | 備考 |
|--|---|-----------|--|---|----------------------|-------------|-----|-------------|---------|---------------|---------|----|
|  |   |           |  |   |                      |             |     |             | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 |    |
| ベンチマーク等データ利用<br>(外国株式指数等(MSCI)情報の利用)   | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2019.4.1  | MSCI合同会社<br>東京都千代田区大手町1-7-2<br>東京サンクイビル  | ○会計規程第32条第1項第1号<br>・MSCI-KOKUSAI指数は、業務方針において外国株式のベンチマークとして既に定められているものである。このMSCI指数は、MSCI Inc.が所有する知的財産権であり指数値の算出や公表、利用など当該指数に関する一切の権利を有しており、これらの情報を提供できるのはMSCI Inc.のみであるため。<br>本件は、既契約書における更新条項により1年に限り契約を継続したものである。   | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | \$31,500.00 | -   | -           | -       | -             | -       |    |
| ベンチマーク等データ利用<br>(国内債券カスタマイズド・インデックスデータ提供)  | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2019.4.1  | 野村證券<br>東京都中央区日本橋1-9-1   | ○会計規程第32条第1項第1号<br>・カスタマイズド・インデックスは、キャッシュアウトのために設定する専用ファンドのベンチマーク指数を作成するものであるが、指数計算に用いる各債券の評価時価と国内債券のベンチマークであるNOMURA-BPIの時価との整合性を図る観点から、NOMURA-BPIを作成している野村証券の時価を用いて計算する必要がある。野村証券は、野村証券の時価を用いて他の業者がインデックスを計算することを認めていないことから、このカスタマイズド・インデックスの作成は野村証券以外で行うことは不可能であるため。<br>本件は、既契約書における更新条項により1年に限り契約を継続したものである。 | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 3,924,000   | -   | -           | -       | -             | -       |    |
| ベンチマーク等データ利用<br>(ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスデータ提供)   | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2019.4.1  | Bloomberg Index Services Limited<br>731 Lexington Avenue<br>New York, NY 10022, USA              | ○会計規程第32条第1項第1号<br>・本件インデックスデータを配信できる社が、Bloomberg Index Services Limitedのみであるため。<br>本件は、既契約書における更新条項により1年に限り契約を継続したものである。   | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | \$80,000.00 | -   | -           | -       | -             | -       |    |
| ベンチマーク等データ利用<br>(「ポートフォリオ全体のリスク分析ツールサービス上で内外株式のGICS(Global Industry Classification Standard)情報を使用するためのデータ利用) | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2019.4.1  | MSCI Inc.<br>7 World Trade Center<br>250 Greenwich Street, 49th Floor<br>New York, NY 10007, USA | ○会計規程第32条第1項第1号<br>・当該データはS&P及びMSCI Inc.が共同開発し、知的所有権等は両者に帰属することから、これらの情報を提供できるのはS&P及びMSCI Inc.のみであるため。<br>本件は、既契約書における更新条項により1年に限り契約を継続したものである。   | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | \$13,200.00 | -   | -           | -       | -             | -       |    |
| ベンチマーク等データ利用<br>(J.P. モルガン・エマージングボンド・インデックス・データ提供)   | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2019.4.1  | J.P. Morgan Securities LLC<br>383 Madison Avenue<br>New York, NY 10179, USA                      | ○会計規程第32条第1項第1号<br>・本件インデックス(J.P.モルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド及びJ.P.モルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド)を配信する社がJ.P. Morgan Securities LLCのみであるため。<br>本件は、既契約書における更新条項により1年に限り契約を継続したものである。  | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | \$20,000.00 | -   | -           | -       | -             | -       |    |
| 年金積立金データ管理(GPDR)システムに係る文書管理機能等の追加対応業務  | 年金積立金管理運用独立行政法人<br>経理責任者 沼田英夫<br>東京都港区虎ノ門1-23-1 | 2019.4.15 | SCSK㈱<br>東京都江東区豊洲3-2-20  | ○会計規程第32条第1項第1号<br>・GPDRシステムに文書管理システム等を追加するために必要な機器の増強等を行うものであり、現行GPDRシステムと一体的に稼働するよう設計・構築すること。また、一体的な運用により情報セキュリティの確保、障害等発生時の迅速な対応等が必須である。これを実現するためには、増強する機器等の選定から設計・構築・運用等を行う必要があるが、当該業務の実施は現行契約先であるSCSK株式会社以外に代替性がないため。  | 会計規程施行細則第50条第2号により省略 | 29,035,560  | -   | -           | -       | -             | -       |    |